

多頭飼養届出制度に関する Q&A

1 届出制度の目的について

1-1 なぜ多頭飼育届出制度を設けたのですか。

多くの動物を適切に管理できないことにより、飼い主の生活状況、動物の健康状態及び周辺的生活環境の悪化を引き起こす、いわゆる「多頭飼育崩壊」が近年社会的な問題として注目されており、本市でも発生しています。

環境省の「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」によると、多頭飼育崩壊は、「動物の問題」だけでなく飼い主である「人の問題」が深く関係しているとされており、動物虐待の罰則を適用するだけでは根本的な解決とならず、また、再発リスクが高いことから、発生を未然に防ぐことが重要です。

本制度は、多数の動物を飼養又は保管している飼い主に適正な飼養について周知・助言を行えるようにすることが目的です。

2 届出の対象

2-1 どのような場合に届出を行う必要がありますか。

施設等で、猫6頭、又は、犬6頭を飼育又は保管している場合が対象です。
(施設等の所在地が相模原市内の場合)

ただし、以下の場合は届出の必要はありません。

(1) 第一種動物取扱業者の登録又は第二種動物取扱業者の届出を行っている場合

※業とは別に、個人的に猫又は犬を飼う場合は届出の対象です。

(2) 化製場等に関する法律第9条第1項の許可(犬に関するものに限る。)を受けた施設において犬を飼養し、又は保管する場合

(3) 畜産農業用、試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するために犬又は猫を飼養し、又は保管する場合

(4) 動物の愛護管理に関する法律施行規則第10条の5第3項各号に掲げる場合

(5) 動物病院において獣医師が診療のために犬又は猫を飼養し、又は保管する場合

2-2 なぜ猫6頭、又は犬6頭以上としたのですか。

猫や犬は繁殖力が高く、適切な繁殖制限を実施しないと急速な個体数の増加につながります。

特に猫は繁殖力が強く、生後4～12か月で繁殖が可能となり、年2～4回出産し、1回に4～8頭の子猫を産みます。飼い主の意図しない繁殖が一度でも生じた場合に届出をしてもらうことを想定し、6頭以上を届出対象としております。



出典：環境省パンフレット「捨てず 増やさず 飼うなら一生」

2-3 「施設等」とはどこまでを含めますか。

施設等は「施設及び施設を設置する場所をいう」としておりますが、範囲を一律に判断することは困難であり、飼養の実態（飼養環境、飼養管理方法等）により判断することとなります。

例えば、自宅の中と庭で犬を3頭ずつ飼育する場合は、届出の対象となります。

その他、届出が必要な例は以下のとおりです。

- ・同一のマンションの複数の部屋で同一の飼い主が猫を6頭以上飼育する場合。

2-4 6頭以上の野良猫にエサをあげている場合は届出対象ですか。

施設等ごとの届出であることから多くの野良猫にエサやりをする行為については、届出対象外です。

なお、市では「相模原市猫の適正飼養ガイドライン」を定めております。周囲の人に迷惑をかけることにならないようお世話をしてください。

（ガイドライン抜粋）

- 置きエサをしない

○トイレを設置し管理する

○不妊去勢手術を施す

【相模原市猫の適正飼養ガイドライン】

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/kenko/1026628/pet/1013860.html>

3 届出の手続について

3-1 届出はどこに出せばよいですか。

保健所の生活衛生課に届け出てください。

動物愛護管理班：中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら A 館 4 階

津久井班：緑区中野 6 1 3-2 津久井保健センター 1 階

窓口届出書を持参又は郵送又は専用フォームからのいずれかにおいて届出してください。

【郵送先】

生活衛生課 動物愛護管理班 中央区中央 2-1 1-1 5

同 津久井班 緑区中野 6 3 3

3-2 届出を行った後はどうすればいいですか。

保健所職員が 1 年以内の頭数の変化など犬や猫の飼養又は保管の状況をお尋ねします。

不妊去勢手術が実施されていないなど頭数の増加リスクがある場合は、飼育場所を確認させていただきますのでご協力をお願いします。

3-3 届出た内容が変わった場合にはどうすればよいですか。

届出者の氏名や住所（法人にあっては名称や所在地、代表者の氏名）について変更があった場合には、変更届を提出してください。

また、飼養又は保管する猫が 6 頭以下又は犬が 6 頭以下になった場合、転居する場合も届出書を提出してください。

4 届出をしなかった場合について

4-1 届出なかった場合に罰則はありますか。

届出をしない、又は虚偽の届出をした場合、5万円以下の過料が規定されております。

速やかに届け出ていただくようお願いします。